# 瑞浪市子ども・子育て支援事業計画 目次構成案に基づく策定方針

#### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
  - 〇子ども・子育て支援法に基づき策定する。
  - 〇本市における事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、26年度末で計画期間が終了する「瑞浪市次世代育成支援行動計画 (後期)」を引き継ぐ計画に位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとする。
  - ※次世代育成支援対策推進法が延長されたため、同法に基づく計画にも位置付けることとする。
- 2 子ども・子育て支援に関わる動向
- 3 計画の位置づけと期間
  - 〇この計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「瑞浪市の取り組み」として位置づける。
  - 〇この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18歳までの子どもとする。また、この計画の主たる対象は、子どもと保護者 (子育て家庭)とする。
  - 〇この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として 策定するとともに、「瑞浪市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部 門別計画として位置づける。
  - 〇この計画には、「瑞浪市母子保健計画」の施策を含んでいるとともに、「瑞浪市 地域福祉計画」、「瑞浪市男女共同参画プラン」、「みずなみ健康21」をはじめ、 他の計画などとの整合を図る(他計画に施策・事業を委ねる部分あり)。子ど もと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・ 都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進 を図っていく。
  - ○5年を1期とした計画とし、27年度から31年度までを計画期間とする。
- 4 計画の策定体制

- 5 「瑞浪市次世代育成支援行動計画 (後期)」の評価
  - 〇「瑞浪市次世代育成支援行動計画 (後期)」の評価を行い、その評価を踏まえて瑞浪市子ども・子育て支援事業計画を策定する。

## 第2章 瑞浪市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

- 1 少子化の進行と児童数の状況
- 2 瑞浪市の特定教育・保育施設の状況
- 3 女性の就労状況
- 4 地域の子育て支援の現状・課題
- 5 現状・課題からくる方向性

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標・施策の方向性
- 4 計画の体系

#### 第4章 施策の展開

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 3 アンケート調査等に基づく量の推計
- 4 教育・保育の確保方策
- 5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策
  - 〇市の施策の方向と具体的な事業の整備計画を明らかにするため、二一ズ調査の結果に基づき、市において必要となる地域の子育て支援施策の量の見込みと確保策等を国の手引きを踏まえたうえで、市の実情も考慮しながら算定し、計画に記載する。

#### 第6章 計画の推進体制

## 参考資料